



三条市告示 第 160 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月14日

三条市長 滝 沢



1 当該建築物の概要

- (1) 地 番 三条市本町一丁目349番2
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建
- (3) 延床面積 1,113.27m²
- (4) 種 類 映画館・店舗

2 所有者等が行うべき措置の内容

- (1) 当該建築物屋上塔屋上部の除却
- (2) 当該建築物東側換気扇フード及び室外機等の一部除却等

3 措置を命ずる理由

当該建築物は経年劣化が著しく、屋上塔屋の外壁の一部が強風により剥離し、さらに、その一部が北側の県道と東側の市道に落下した。また、当該建築物東側換気扇フード及び室外機等が老朽化により、落下のおそれがある。そのため、このまま放置すればさらに外壁が剥落するなど、近隣住民の生命及び財産に被害を及ぼす可能性がある危険な状態のため、当該措置を命ずるものである。

なお、措置については建築物の構造部材が劣化しており、修繕で耐え得る状態ではないことから、除却を命ずるものである。

4 措置の期限

令和3年5月28日

5 市長による措置

所有者等が4の期限までに措置を行わない場合は、法第14条第10項の規定により、市長が当該措置を行う。

6 問合せ先

三条市市民部環境課

電話 0256-34-5574